



2024

4
April

職場内で掲示・回覧をお願いします。

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

協会けんぽ OSAKA

協会けんぽが
補助する健診

生活習慣病予防健診の 自己負担額が軽減されています！

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査

胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査

便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がんまでカバー！

肺 胃 大腸 子宮 乳房

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。



一般健診

対象：35歳～74歳の被保険者(ご本人)

軽減前(令和5年3月まで)

最高 **7,169円**

軽減後(令和5年4月から)

最高 **5,282円**

付加健診

対象：40歳・50歳の被保険者(ご本人)

軽減前(令和5年3月まで)

最高 **4,802円**

軽減後(令和5年4月から)

最高 **2,689円**

※自己負担額の上限を示しています。

令和6年4月
スタート

付加健診※の対象年齢が変わります！

令和6年4月より、検査項目が人間ドック並みになる付加健診の対象年齢が以下のように変更！

変更前 40歳・50歳 → 変更後 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

※付加健診とは、肝臓・胆のう・腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための「腹部超音波検査」や、高血圧・動脈硬化などを見つける手掛かりとなる「眼底検査」といったより詳細な健診です。

二次元コードを読み込んでください！

協会けんぽの保健事業について
詳しくはこちらから



健診機関は全国で 約3,500機関

事業所様へ検診車を派遣できる健診機関もあり
ます！大阪府内の237健診機関はこちらから



「生活習慣病予防健診のご案内」は**3月末**頃に事業所様へお送りしております。
事業主・ご担当者の皆さまへ、以下のご協力をお願いいたします。

生活習慣病予防健診の声かけ

生活習慣病予防健診を受診するよう
対象の方へ周知いただきますよう
お願いいたします。

特定保健指導の声かけ

特定保健指導のご案内を対象の方へ
確実にお渡しいたさき、保健指導を
受けるよう積極的な声かけをお願い
いたします。

医療機関への受診の声かけ

医療機関への受診が必要と判定された
場合には、受診できる環境づくり等
の配慮をお願いいたします。



令和6年度の保険料率が決定しました

大阪支部の
健康保険料率

令和6年2月(3月納付分)まで

10.29%



令和6年3月(4月納付分)から

10.34%

全国一律の
介護保険料率

令和6年2月(3月納付分)まで

1.82%



令和6年3月(4月納付分)から

1.60%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

インセンティブ制度について

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取り組み(5つの評価指標)を支部ごとにランキングづけし、上位15支部に報奨金(インセンティブ)を付与することによって各都道府県の「健康保険料率」に反映させる制度です。令和4年度の取り組み結果が令和6年度の保険料率に反映されるなど、当該年度の取り組みは翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっております。

33位 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を受診する
- 上記以外を受診している場合は、定期健診データを提供する

37位 特定保健指導の実施率

健診結果で「生活改善が必要」とされた場合、協会けんぽの特定保健指導を利用する

8位 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導を最後まで継続し、健康的な食生活や適度な運動、禁煙などに取り組む

27位 要治療者の医療機関受診率

健診結果で「要治療者」の判定を受けた方は医療機関を受診する

41位 ジェネリック医薬品の使用割合

医療機関や薬局でお薬を処方する際は、積極的にジェネリック医薬品を選択する

ピンク色の項目は、大阪支部の評価が特に悪い項目です。

令和4年度大阪支部の総合順位は30位となり、令和6年度はインセンティブを受けることができませんでした。皆さまの取り組みが将来の保険料率に影響します。皆さまにご負担いただく将来の健康保険料を軽減するために、5つの評価指標の順位向上を目指した積極的な取り組みを進めていきましょう。

令和6年能登半島地震により被災された皆さまへ

令和6年度能登半島地震による被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご家族に心よりお悔やみ申し上げます。

協会けんぽでは、この度の地震により被害を受けた加入者の皆さまにつきまして、医療機関窓口での一部負担金等の支払い免除を行っております。

免除対象期間：令和6年1月1日～令和6年9月30日 までの受診分

※令和6年4月30日までの対象期間から延長となりました。



↑詳しくはこちら

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30～17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)